

認証された皆様へ

～認証生産行程管理者及び認証小分け業者の留意事項～

令和3年4月
石川県農林水産部農業政策課
消費安全グループ

認証生産行程管理者及び認証小分け業者（以下「認証者」という。）は、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）等に基づいて、適切な生産行程管理又は小分けの業務を実施しなければなりません。

今後の業務の実施に当たっては、認証書に記載されている内容を確認し、以下の事項に留意して適切な取扱いをお願いします。

（１）有機農産物JAS規格に関する県運用基準（浄化水田、緩衝地帯など）

石川県では、別添のとおり「有機農産物JAS規格に係る県運用基準」を定め、浄化水田、緩衝地帯、種苗などの取り扱いを整理しています。栽培にあたっては、当運用基準を遵守してください。

（２）ほ場看板、施設看板の設置

認証を受けた生産ほ場又は小分け施設毎に別添の看板を設置して下さい。

看板は、型くずれしにくいものとし、ほ場・施設の目立つ場所に常時設置して下さい。

（３）生産行程、小分け及び格付等記録の作成・保存

JAS法では、認証者が自己責任のもとで適切な表示を行うことになっています。

JAS法及び自らが定めた規程、栽培基準等に従って適切な生産行程管理、小分け等を行った上で、必ず各記録を作成し証拠書類等とともに保存して下さい。

記録を行う際には、併用する機械・器具の洗浄を含め、できる限り詳しく記載することが必要です。

（４）使用可能資材

認証を受けた栽培基準、小分け規程等に記載してある資材以外は使用できません。

記載の資材以外を使用する場合には、規程等の変更が必要となりますので、あらかじめ県農業安全課にお問い合わせ下さい。なお、資材の使用に当たっては、使用資材製品内容証明書を入手し県農業政策課に提出して下さい。

(5) 「有機」表示

① 認証されたほ場が「転換期間中」のほ場の場合には、「有機」表示に併せて、必ず「転換期間中」の表示を行って下さい。

ほ場が「転換期間中」かどうかは、認証書別表の「有機表示始期」欄を参照願います。

※ 「有機表示始期」欄に記載されている時期以後に播種、定植される農産物から「転換期間中」の表示が不要となります。

ただし、多年性作物の場合は、「有機表示始期」欄に記載されている時期以後に収穫される農産物から「転換期間中」の表示が不要となります。

② 袋詰め等を行った米に、有機 J A S マークを使用する場合には、必ず一括表示の名称欄に「有機精米」「有機玄米」等と表示して下さい。

(6) 有機 J A S マークの取扱い

① 有機 J A S マークは、別添「格付の表示(有機 J A S マーク)作製要領」に従って、認証者の責任において作製・使用して下さい。使用する際には、受け払い簿等を備え付け、適正に管理して下さい。

② 「有機」又は「転換期間中有機」の表示を行わない場合には、有機 J A S マークを使用することはできませんので、ご注意願います。

(7) 監査について

認証者は、県が行う監査(認証時の実地検査と同様)を受けなければなりません。監査は少なくとも年1回以上行いますので、必ず協力して下さい。

なお、監査には、監査手数料が必要となります。

(8) 講習会の受講

生産行程管理責任者、格付担当者、小分け責任者、格付表示担当者は、毎年、県が開催する講習会を受講して下さい。

生産行程管理責任者及び小分け責任者については、責任者1人が講習会を修了していれば要件を満たしますが、格付及び格付表示担当者は、全員が講習会を修了していなければなりませんのでご注意下さい。

区分	部門	研修会に係る要件
生産行程管理者	生産行程管理	責任者のみ修了
	格付	担当者全員が修了
小分け業者	小分け	責任者のみ修了
	格付表示	担当者全員が修了

(9) 認証を受けた内容に変更を生じた場合の手続き

認証を受けた事項(認証申請書に記載した事項)に変更があった場合、生産や取扱いを中止又は当該事業を廃止した場合は、遅滞なく県農業安全課へ届け出て下さい。

新たに生産ほ場や小分け施設を追加する場合は、新規の認証を受けることになりますので、認証申請受付期間内に申請書を提出して下さい。認証手数料については、あらかじめ県農業政策課にお問い合わせ下さい。

(10) 報告事項

毎年度6月末までに、その前年(4月1日～3月31日)の格付実績(又は格付表示実績)を、また毎年度2月末までに当年(4月1日～3月31日)の栽培計画(小分け計画)を県農業政策課へ報告して下さい。

(11) 認証の取り消し

認証取得後、有機JASマークの不適切な使用や命令違反などJAS法に違反していると判明したとき、又は認証の技術的基準に適合していないことが判明したときは、県により認証が取り消される場合があります。

(12) その他

- ① 県では、生産行程管理者及び小分け業者を認証したとき、認証番号、氏名、住所、作物名を公表しますのでご了承下さい。
- ② 生産行程、格付又は小分けに関連して持ち込まれた苦情に対しては、適切な処置をとるとともに、その内容を記録し保存して下さい。(県に対し苦情が寄せられた場合に記録の提出を求める場合があります。)
- ③ 有機農産物の検査のため、農産物の提供、運搬(送付を含む)等に要する費用を負担して頂く場合があります。
- ④ 認証申請者等は、県が行う有機農産物の認証業務に関し不服がある場合は、県知事に対して苦情の申し出をすることができます。苦情の申し出は、申し出人の氏名及び住所並びに申し出の内容及び理由を記載した書面(正副2通)を知事に提出して下さい。

JAS有機農産物に関する問い合わせ先

石川県農林水産部農業政策課消費安全グループ

石川県金沢市鞍月1-1 (〒920-8580)

TEL 076-225-1663(直通) FAX 076-225-1618

【営業時間】

9時00分から17時00分まで

※休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日、12/29～1/3